

第三次和歌山県消費者教育推進計画案に対する県民の意見募集（パブリックコメント）について

	章	ページ	意見	意見に対する県の考え方(対応)	計画修正
1	2章	5	県消費生活センターに寄せられた相談内容に「健康食品」の事例が増加傾向にあり高水準で推移していることについて、正しい知識の啓発など、引き続き取り組みを推進いただくことを希望します。	消費者啓発講座や啓発チラシ等の作成・配布などにより、相談の状況を踏まえた注意喚起や周知・啓発を引き続き行うこととしています。	無
2	3章	13	「引き続き、行政と各種団体等が連携をし・・・」と記載があるが、各種団体同士の交流がないため、それぞれがどう取り組み、成果を出し、課題があるのかなど分かりません。よって、行政と各種団体との交流会など1年に1度でも設けていただけたらいいのかなと思います。	貴重なご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
3	4章	18	昨今、闇バイトなどで若い世代が加害者になる事例やマッチングアプリなどで出会った相手に闇バイトを勧められる事例などが報道されています。若い世代が犯罪に巻き込まれないように、若者に対する啓発を合わせて行っていただくことを希望します。	ご指摘いただいた件に関しては、犯罪抑止に関する啓発事業となり、消費者教育(消費者被害防止)とは異なるものと考えます。なお、若年者への消費者被害防止のための啓発等は、引き続き重点的に取り組むこととしています。	無
4	4章	20	4行目「トラブルの原因となった社会的な問題の解決にもつながります。」は、社会的な問題の解決に法律改正が含まれているのか不明なので、「社会的な問題の解決や法律改正にもつながり、よりよい社会創りに貢献することになるのです。」とするほうが、消費者市民社会構築のイメージになるかと思えます。ご検討ください。	当該部分について、消費者市民社会のイメージを分かりやすく伝えるため、法整備等につながる可能性があることを含めた具体例を記載する形で修正します。	有
5	4章	21	大学や専門学校での消費者教育を受講必須科目にするなど、学生一人ひとりの積極性に頼るのではなく、より一層学びの機会を与えられる仕組みをご検討ください。	大学生や専門学校生については、大学等に対して、消費者教育教材の配布、活用依頼等を実施しており、今後も幅広く情報提供を行うこととしています。	無
6	4章	22	不用品買い取り業者を名乗る押し買いの事例で高齢者が被害にあう事例について、一人暮らしの高齢者など、判断力の乏しい人を狙い、品物を出すまで帰らず、価値のあるものも相場よりも安い価格や無料で引き取る被害が多くあります。一人暮らしの方が通う、デイサービスなどで高齢者に対する啓発や、またそのような被害を知った施設の方などが、すぐ市町村に通報できるような仕組みを作っていただきたいと思えます。	高齢者の消費者被害防止のため、見守り活動を推進する「消費者安全確保地域協議会」の設置促進や「消費生活サポーター」の育成・実践支援等に、引き続き取り組むこととしています。	無
7	4章	22	ライフステージごとの体系的な消費者教育実施について、市町村や消費者団体だけでなく、企業が独自に企画する消費者教育・啓発講座の案内などにも行政が積極的関わることで、学びの機会を増やすとともに、より密接な情報発信に努めていただきたいと思えます。	貴重なご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
8	4章	26	感染症の急速拡大時や災害時、非常時には不確かな情報に惑わされることなく、消費者一人ひとりが正確な情報のもとに適切な行動を取っていく必要があります。その為には、正しい情報の迅速な発信、情報発信方法の検討、学習講座などでの啓発活動をすすめ、悪質商法などによる消費者被害に繋がらないよう、行政と消費者団体が連携を密接に取り、すすめていくことを望みます。	災害時や非常時においては、消費者が正しい情報を受け取り、適切な行動をとる必要があることから、市町村や消費者団体等と連携して情報発信を行うこととしています。	無
9	4章	27	コーディネーターについては、数を増やすと同時に内容も重要かと思えます。コーディネーターがどのような活躍をしているのか、具体的に過去の実績などを報告説明すると分かりやすく、次の段階の課題も見えてくるのではないのでしょうか。ご検討ください。	貴重なご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます	無

	章	ページ	意見	意見に対する県の考え方(対応)	計画修正
10	4章	-	<p>教育・啓発の推進のためには、全年代の各層に向けて興味を持たれる形(ワークショップ形式等)での啓発活動に取り組む必要があると考えます。これは学校教育や職場の出前講座はもとより、例えば公開講座や地域のサロンであったり、高齢者の話を聞く活動であったりと考えられます。そのため具体的に活用できる様々な分野の担い手育成が喫緊の課題になると考えます。</p> <p>特殊詐欺や悪徳商法は雨後の筍のように次から次へと出てきます。つまるところは批判的思考力の醸成が肝要であると考えます。日本では、協調性が重んじられ、柔和な国民性と相まって難しいことですが、どの世代であっても能動的に楽しく学ぶ機会が与えられ、自ら考えさせられるべきです。自ら考える習慣を持つことができれば、新しい詐欺や商法に出会っても、冷静に考え行動して相談することにつながり、また法的思考ができるようになると思います。</p> <p>消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供については、情報提供にとどまらず、積極的に学校教育の場で実践すべきと考えます。今は、小学校でSDGs教育が行われており、それだけでなくエシカル消費やサステナブル商品まで聞いていることがあります。授業で情報を受け取るだけでなく、能動的に自分たちで調べ、互いに議論することで考えを深めることができます。消費期限や食品ロスなどの初歩的なことから、世界に目を向けてフェアトレード商品に興味を持つこともあります。結果、年齢なりに自らの生活について考える視点を持ち実践しようとし、日常的に物事を深く考える人間に育ち、それが将来の消費者市民社会構築に寄与すると考えます。</p>	<p>消費者教育の担い手育成・確保については重要な課題として捉え、取り組んでいくこととしております。また、「自ら考え、自ら行動する」自立した消費者の育成を目標として取り組んでまいります。</p>	無
11	4章	-	<p>地方消費者行政を推進する貴職ならびに消費生活審議会の取り組みに敬意を表します。地方消費者行政の充実と強化は、社会のくらしの安全・安心を確保する重要な役割を担っています。高齢化やデジタル化が急速に進展する社会環境の変化の中で、新たな悪質商法による消費者被害も増加し、消費者行政の重要性はより増していると考えられます。</p> <p>この現状の中、ゆたかな生活の安全・安心なくらしの基礎となる和歌山県消費者教育推進計画の推進が極めて重要な役割を果たします。これまでの取り組みを評価しつつ、今後のさらなる発展を期待します。</p>	<p>計画案への賛同のご意見として承ります。</p>	無